

“住民自治”が解らない？裁判官の判決

上原元国立市長への求償裁判は 12/22 東京高裁 812 号法廷にて判決が下されました。小林裁判長は①原審判決取り消し②上原被控訴人は 3123 万 9726 円と平成 20 年 3/28 以降の 5%の利息を払え③訴訟費用もすべて上原さんが払えとの主文を 30 秒ほどで読み上げ、判決理由は読み上げず…終わり。原審を 180 度ひっくり返す内容で上原さん全面敗訴。

判決後の報告会で、弁護団は「悪意を持って書いた判決としか言いようがない」「政治的判決で、あまりにもお粗末」と怒りをぶちまけ高裁の判決を批判しました。高裁の判決内容の問題点は

*国立市議会の求償権放棄の議決の法的効力、首長が議決を執行する信義則の問題が争点だったのに、それについては、その後 5/19 に求償権を求める議決が国立市議会が出されたと言うだけで自治の本質についての言及はなし。

*争点として高裁で一度も議論されなかった上原さんの 4 つの行為について突如持ち出し、「市長の地位を利用し市民を利用して明和マンションの営業妨害をした」として全額求償を認めています。要である第二行為の地区計画については適法とせざるをえなかったのに、第一行為の市民の集会で明和マンションの建設予定を話したことが妨害行為と、更に第三行為の議会での答弁で違法性を語った事を持って、第四行為の給水について都への要請も営業妨害だと。裁判官は住民と市長の自治としての行動への理解が全くできないのだろうか？でなければ悪意か？



上原さんも判決の問題点として①四つの行為から重過失を導き出さなければ求償できないがゆえに、地区計画は適法なので市民集会への参加や議会での答弁を「ことさら悪いものとして不法行為と断定」②「地区計画だけにしとけば国家賠償されなかった」などと判決に記載されており、これでは何も考えない・行動しない市長が一番立派と言う事になってしまう③市議会の議決権と市長の執行・信義則と言う地方自治のありようにとって最も重要な課題に対し法的判断基準を示すという裁判所の使命・責務をやらなかったお粗末な判決と批判しました。

弁護団は最高裁へ上告し、裁判では“市民・議会・首長とで作っていく地方自治のありようを問い”“議会答弁とその答弁への責任の問題点”をも明らかにしていきたいと語りました。そして最高裁を市民自治を求める市民の声で埋め尽くしたいと展望を示しました。

ふじしろ政夫も当日の裁判を傍聴しましたが。司法のレベルがこれほどひどいものだとは！呆れるやら怒るやら・・・憲法事案を統治行為論でいつも逃げてきているから自分で考える能力がなくなっているのだろうか？

住民が自づから判断して市長と行動していくのが自治。そのための市長の行為と市民の活動の意味をもわからない裁判官が判決を出している。市民の声が通らない司法の世界って何なのでしょう。自治の獲得のためにも最高裁での上原さんの勝利を勝ち取りましょう！